

元国税不服審判所審判官が  
独自の目線で選び抜き解説！

# 税務重要裁決事例55選

～元審判官が解説！ 税理士が誤りやすいポイント～



成松 洋一 編集代表  
A5判 360頁  
定価 本体3,200円+税

## 本書の 特色

審判所の判断の  
重要なポイント・  
着眼点がわかる

- 経験豊富な元審判官が執筆！

実務上  
判断を誤りやすい  
ポイントがわかる

- 実務上押さえておくべき重要な裁決事例を選定！
- 判断を誤りやすいポイントを明確に解説！

## 内容 構成

- 国税不服申立ての構造と審査請求・裁決事例の意義
- 税務重要裁決事例  
国税通則関係 所得税関係  
法人税関係 消費税関係



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

# 本書の構成 『税務重要裁決事例55選』

## 裁決の要旨

免税事業者である事業者が還付申告を受け取っていない段階で行った修正申告に相当する税額が減少する場合は、象になるとされた事例

平成23年

### 裁決の要旨

請求人は、還付申告書の提出による還付金後の修正申告では還付税額が減少しすぎ（過少申告加算税）第1項に規定する「納付す」と主張する。また、請求人は、消費税法第9納税義務の免除）第1項本文の規定による消（以下「免税事業者」という。）であるから、通される納税者に該当しないと主張する。

しかしながら、同項は、期限内申告書（還付提出された場合において、修正申告書の提出が者に対し、その修正申告に基づき過少申告加算とる。単に納付すべき税額が増加する場合相当する税額が修正申告により減少する場合も額を過少申告加算税の賦課の対象としているこ請求人の主張は採用できない。

また、免税事業者が還付請求申告書を提出し申告書の提出によって、控除不足還付税額等のいうべきであり、その後、修正申告によって還が減少した場合には、その減少した還付金の額務、すなわち、納税義務を負うこととなり、請と解するのが相当である。

裁決の概要がわかる

## 本裁決のポイント解説

### 本裁決のポイント解説

1 本裁決は、過少申告加算税の賦課において満了「納付すべき税額」及び「納税者」の存在について業者が行った還付申告の修正申告（還付額の減少不足するとの判断を示したものである。

2 国税不服審判所の判断等は、以下のとおりである

- ① 請求人の「納付すべき税額は生じていない」  
通則法第65条第1項は、期限内申告書（還付が提出された場合において、修正申告書の提出の納税者に対し、その修正申告書に基づき同法式による国税等の納付）第2項に規定する「100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当を課する旨規定している。

ここでいう「納付すべき税額」とは、還付金を減少させる修正申告についていえば、同項算同法第19条第4項第3号ロに規定する「その相当する税額がその申告により減少するときの税額」を指すものであり、単に納付すべき税額限らず、還付金の額に相当する税額が修正申告も、その減少する部分の税額を過少申告加算税いるのは明らかである。

このことは、同法第65条第4項が修正申告等付金の額に相当する税額を含む。」と規定し、少する還付金の額に相当する税額が、過少申告されることを当然の前提としていることからみて、上記各規定では、納税者が現実に還付請求付を受けたか否かを区別していないことから、

22

審判官の判断のポイントがわかる

## 本裁決の留意点

国税通則

る）があり、納税申告の有効性も是認されている。

過少申告加算税の賦課制度の意義及び上記の裁判で示された考え方等からいっても、本裁決の国税不服審判所の判断え、過少申告加算税の賦課の実務を裏付ける重要な理由である。

判断を誤りやすいポイントがわかる

### 本裁決の留意点

上記3に記載した「納税者」に関する判決は、免税事業者が不正還付請求をした事例におけるものではあるが、この判決を支持する「その者は租税債務関係の当事者としての納税義務者にあたる」との有力な見解もあり（金子宏著『租税法（第22版）』149頁）、免税事業者によって行われた修正申告の場合も含め、「過大還付金を取り戻す場合における加算税の賦課決定処分は適法である」との解釈は妥当なものであるとの国税当局の判断は、今後変更されないものと判断される。

このような法解釈によって、免税事業者の申告も通常の申告の場合と同様に取り扱われることになるとはいうものの、基本姿勢としては、その前段階として、適正な法の執行ということ忘れてはならず、したがって、上記のような取扱いはあるとしても、消費税の課税事業者の選択や簡易課税制度の選択などには事前に十分注意を払う必要がある。

#### ▶ 関係法令

通則法第2条、第19条、第35条、第65条

#### ▶ 関係キーワード

納付すべき税額、納税者、過少申告加算税

#### ▶ 参考判決・裁決／裁判へ発展した場合の事件番号

平成22年1月7日裁決（裁決事例集No79）

参考となる関係法令、関係キーワード、参考判決・裁決・裁判へ発展した場合の事件番号等も確認できる

25

詳細・お申し込みはこちら  
クレジットカードでもお支払いいただけます

第一法規

検索 🔍